● 佐那河内村広報誌

http://www.vill.sanagochi.lg.jp 令和元年7月15日発行

# ークショップ開

**16**(⊞)∽

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

村役場代表 5000~5004/議会事務局 5005 教育委員会 5006/社会福祉協議会 5007 |P電話番号|

**25**679-2113 **2679-2114 2679-2152** 総務課(住民稅務課) 議会事務局

産業環境課 な679-2115 建 設 課 な679-2970 ※土・日・祝日および夜間健康福祉課 な679-2971 企画政策課 な679-2973 な679-2111 IP.5000~500 社会福祉協議会 2679-2304

**2679-2217** 保育所

教育委員会在679-2817 FAX.679-2173

☎679-2111 IP.5000~5004 ○役場共通 FAX.679-2125

男 1,122人(-6) 女 1,197人(0) 世帯数 939(-2) 人のうごき [令和元年6月25日現在] 人口 2,319人(-6)



### 令和元年 第2回6月定例会

令和元年第2回定例会は、6月6日開会し、令和元年度会計補正予 算案件2件、条例案件1件、単行案件1件、報告案件1件、議員提出議 案1件の合わせて6件の審議を行い、原案どおり可決、受理、採択さ れ、6月14日に閉会しました。

### 現在の取り組み状況

佐那河内村長 岩城 福治

### 農業振興

佐那河内果樹アグリスクールは、 昨年度村外の人にも門戸を開放し多 くの希望者が入学されました。今年 度も本村果樹農家の後継者育成と新 規就農者が生まれることを期待し、 村内外に参加希望者を募ります。

高齢化による農業従事者の減少に 伴い、村では労働力の確保による農 家の負担軽減という観点から、今年 もスダチ農家と季節労働者とのマッ チングを行います。

本村の新しい特産品づくりとして、 農業指導班会推奨の白ネギ、実山椒 の実証栽培を行います。軽量作物と いう観点で導入しましたが、栽培面 や鳥獣被害などの問題も発生し、今 後本格的な出荷を始める前にさらな る検討が必要です。

### 環境対策

生ごみは、生ごみ処理機キエーロ の導入、追上集積所での収集等を 行っています。一般廃棄物は、ごみ の排出が困難な高齢者家庭を対象に 個別収集を昨年1月から実施してい ます。また、粗大ごみの収集を年4 回行っていますが、住民負担軽減の 観点から、今年度から手数料を無料 にしました。無料化後、初めての収 集日(4月17日)には、排出量増 加や分別の煩雑化等が懸念されまし たが、村民の皆さまのご理解と関係 者のご協力によりスムーズな収集を 行うことができました。今後も無料 化を継続し、村の環境美化につなげ ます。

### 教育振興

小中一貫教育がスタートし2年 目を迎えました。子どもたちにとっ てより良い教育環境づくりのための 取組を進めています。今後も英語教 育、ふるさと学習など、独自の教育 を行うことで、子育てをするなら佐 那河内といわれるような環境づくり を行っていきたいと考えています。

学校給食無料化は、保護者や教育 関係者などの皆さまのご意見を伺い、 今回は見送ることにしました。なお、 食材費の高騰や消費税が増額した場 合は、村費で負担し、現状の給食費 を維持する方針です。

### 健康で元気に暮らせるむらづくり

村独自事業として、一般の人を対 象にした紙おむつ支給事業、乳児を 対象にしたおむつ助成事業、高齢者 等外出支援助成事業を行っています。 また、高齢者等バス無料乗車証交付 事業など好評で年々利用者が増加し ています。

### 新庁舎建設

新庁舎建設に伴う進入道路工事は 本線部分の整備が進み、今後、側溝 整備及び道路照明灯の設置を行いま す。基本設計はおおむね完了し、現 在実施設計を進めています。

今後、基本設計の概要について住 民報告会を開催したいと考えていま す。実施設計完了の11月頃に工事 施工業者を選定し、令和2年度末完 成に向け、新庁舎建設工事に着工す る予定です。

### 道路整備

国道 438 号上八万バイパス・一ノ 瀬工区の、徳島市上八万町西地から 佐那河内村一ノ瀬の間は、ほぼ用地 交渉を終え、道路改良工事に着手す ることになりました。上八万町花房 から一ノ瀬のトンネルへと接続され てその効果が発揮されるので、今後 も県及び四国地方整備局への働きか けを強化します。また、高森東谷地 区砂防工事は、用地交渉がおおむね 完了し、今年の夏ごろに入札が行わ れ、工事着工される予定です。

そのほか未着工となっている主要 地方道の改良工事についても、徳島 県ともさらに連携の強化を図り、早 期着工に向け努めます。

### 地方創生

昨年度のふるさと納税でミカン、 イチゴ、スダチなど農産物の返礼品 を中心に、5億2千万円のご寄附を いただきました。そのうち、財源と なるのは、本村の1年間の税収に近 い1億8千万円余りで、今年度に 定住支援新築等補助事業やソーラー LED 街路灯の設置などに有効活用 させていただきます。また、今年度中 の分譲開始予定の住宅整備では、ふ るさと納税でいただいた寄附金を分 譲地で建設する新築助成金として活 用し、子育て世帯の定住を積極的に 進めたいと考えています。

ふるさと納税は、地方交付税が 徐々に減少する中での有効な自主財 源であることに変わりはなく、交付 税の減少分を補えるよう努力します。

企業誘致については、5月に地元 説明会を行い、本村の環境に悪影響 を及ぼすことがないよう注意するこ とを条件として、村民の皆さまから 賛同をいただきましたので、今後条 例などを整備し、誘致に向けて後押 しする方向で進めます。

### ● 補正予算案件 ●

議案第31号 令和元年度佐那河内 村一般会計補正予算(第1号)につ

### いて

6,019万7千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を35億8,019万7千 円とするもの。

議案第32号 令和元年度佐那河内 村介護保険事業特別会計補正予算 (第1号) について

725万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,275万円とするもの。

# ● 条例案件 ●

議案第33号 佐那河内村農業集落 排水処理施設の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例につい て

農業集落排水処理施設の加入金について、免除規定を設けるため改正するもの。

# ● 単行案件 ●

議案第34号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

美馬西部学校給食センター組合解 散により規約を変更することについ て、地方自治法第286条第1項及び 第290条の規定に基づき、関係地方 公共団体の議会の議決を求めるもの。

### ● 報告案件 ●

報告第1号 平成30年度佐那河内 村一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて

地方自治法施行令第146条第2項 の規定に基づき、平成30年度一般 会計に係る繰越計算書を報告するも の。

### 議員提出議案

発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

「過疎地域自立促進特別措置法」が 令和3年3月末をもって失効するこ とから、引き続き総合的な過疎対策 を充実強化すめための、新たな過疎 対策法の制定を要望するもの。

### 一般質問

### 大 岩 和 久議員

### 1. ドローンの導入について

①火災、及び自然災害発生時また、発生後の現場の状況把握に有効であると思われる。今後の方針をどのように考えているのか。

②建設課、産業環境課の各事業においても、利活用が期待できる。 このことについても、今後の方針をどのように考えているのか。

①大規模災害発生時には、家屋の倒壊や道路の寸断による孤立集落の発生などが危惧され、倒壊のおそれがある建物での捜索活動や救助活動などにドローンの活用が考えられます。また、火災発生時の延焼状況の確認や近年増加している行方不明者の捜索活動など災害時以外の分野での活用も十分に考えられますので、関係各課で総合的に検討を進める必要があります。

②台風等の豪雨や、巨大地震等が発生し、公共土木施設や林道施設、農業用施設が被災した場合、現地確認に立ち入ることができないほど危険な現場に、空中から現地確認ができるドローンは非常に有効なものと考えています。また、耕作放棄地等の現地確認の際に、人が立ち入れないような状態の農地確認や、有害鳥獣対策等として、野生鳥獣の監視対策や生態調査の実施に利用の可能性があると考えられます。

村としては、ほかの団体の状況 も踏まえながら、地域のドローン 愛好者の活用や他の関係機関との 連携、協力も含めながら、ドロー ンの活用の検討を進めたいと考え ています。

# 2. 大川原高原のあじさいと各施設 について

①本村観光資源の一つである 大川原高原のあじさいの状態 が良くない。今後の対策をどのよ うに考えているか。

②各施設の利用状況はどうなっ

ているのか。また、今後どのように有効活用をすすめるのか。

③観光客を呼び込むための PR は、どのようにされるのか。

①植栽を始めた当時から30年以上が経過し、現在相当古く大きくなった株も多く、あじさい園全体で見ると、だんだん景観が悪くなっています。現在も刈り込み、苗木の補植などを継続的に行っていますが、全体を修復するまでには至っていません。

これまで多くの村民の皆さまに かかわっていただき、長い年月を かけてここまで育てたあじさいで すので、早い時期にあじさい園全 体の調査を行い、管理計画を早急 に立て、今後の再生の方策を探り たい。

②大川原高原周辺の村施設はヒルトップハウスとログハウスがあります。

ヒルトップハウスを訪れる来館者は、平成28年度で5,887人、平成29年度は5,172人、平成30年度には3,971人で年々減少している状況です。ヒルトップハウスの2階会議室の昨年の利用者は、延べ160人でした。天体望遠鏡を使用した2回の星空観望会で延べ38人、星空観望会以外の天体観測は7回で延べ56人の利用でした。

大川原高原ログハウス迎光閣は 平成5年4月1日オープン以降 使用されて来ましたが、木造であ ることから外回りの傷みがひどく なっているため、現在は貸し出し はしていません。

今後、修理の方法などを考える 中で、貸し出しの再開ができるのか どうかについて慎重に見極めます。

③村ホームページの活用が大きなウエートを占めると考えられることから、内容などの充実を進めます。また、村関係者にも広く情報提供をするほか、これまでの各種イベント開催時の新聞折り込み、雑誌、新聞、テレビ等にも積極的に情報提供する中で、大川原高原とあじさい園のすばらしさを発信します。

### 平岡 淳 議員

### 1. ごみ処理施設について

質 ①どういう結論に達したのか。 (マニュフェスト中、第一位の 案件)

①平成28年度の議会全員協議会でご協議いただくとともに、さらには、行政座談会でも広域ごみ処理施設建設に対する村の考え方をお示しさせていただき、ご意見なども伺いました。また、定例議会一般質問でも、議論させていただいたところです。

村としては、その結果を平成28 年度9月定例議会所信表明とし て、住民感情から東地での建設は あり得ないこと、協議会へ参加す るにも提示する候補地がないこと、 候補地がない状況の中で協議会に 参加することによる他の6市町へ の影響、費用対効果、本村の34 分別の現状、生ごみ処理機の本年 度の導入など、可能な限りごみを 出さない方針に変更はなく、現状 で特に問題はないとの認識のもと、 議員各位と協議を行った結果、本 村から協議会への参加の申し出は しないとの結論に至りました。こ のことは平成28年10月の村広報 でも、現状のままでお願いすると いうことでお示しをされていただ いています。

なお、現在利用している旭鉱石 (株は、広域処理場建設後も営業を 続ける旨を確認しています。

# 2. 一般財団法人さなごうちについて

質 ①本来移住定住を目的に設立 されたのではないか。

②理事及び評議員の役割について。

①一般財団法人さなごうちは、地域の生活や暮らしを守り、地域に伝わるなりわい、暮らし、文化、景観、コミュニティーを将来の世代につなぐことを目的にしています。

②評議員の役割は、理事、監事 の選任、重要な業務の執行に関し 意見を述べることなどです。理事 の役割は、理事会の設置、一般財団法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職等です。

他団体の人事の件、理事会、評議員会の内容について質問がありましたが、村としては立ち入ることができませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

### 3. ふるさと納税について

質 ①寄附金の目標は達成できるのか。

②総コストはいくらか。また、かかわる人数は何人か。

③特別交付税の減額に類似した 事はないのか。

①ふるさと納税は、地方交付税の減少を補うための大きな財源になっています。今年度の当初予算で1億3,200万円を計上しています。まだ年度が始まったばかりですので断言はできませんが納税目標の達成のため努力します。

②平成 30 年度の実績でお答え します。

専任の職員(臨時職員)が、8 月から企画政策課に1人、ワンストップサービスの事務処理として、 住民税務課に11月から1月まで 1人です。

経費は、返礼品代金が2億893万円、財団手数料・サイトの手数料等が1億2,038万円、人件費が150万円などで合計は3億3,177万円、寄附金額の5億1,282万円から費用を差し引いた1億8,105万円が村に残り、必要経費は約64%です。

③ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定から除外された4団体が減額されたと、新聞報道では伝えています。本村はふるさと納税制度の対象自治体として指定されていますので、特別交付税の減額はありませんでした。

### 井開 一文 議員

### 1. 救急救命体制の確立について

①患者搬送車の出動件数及び 出動時間帯の状況について、ま た救急救命士出動件数について ②患者搬送車の要請が重複した 場合に、どのような対応をしてい るか。

③救急救命士の24時間体制を 考えているか。

①平成30年度の患者搬送車の出動件数は127件で、搬送人員は122人でした。各時刻別の出動件数は、午前8時から午後6時までの日中の間に84件、午後6時から午前8時までの夜間に43件でした。

出動件数のうち、救急救命士が 出動した件数は 76 件で、救急救 命士が出動しなかった患者搬送車 単独の出動は 51 件でした。

②基本的な出動体制は、救急の要請があれば、患者搬送業務を委託しているすだち観光から患者搬送車が出動し、同時に役場から患者搬送車が出動し、同時に役場から恵力が災活動車で現場へ向かい対応をしています。救急要の防災活動車も患者を搬送できるに基づき、傷病者が発生した場合は、役場の防災活動車も患者を搬送できるとしているため、患者搬送を判断しながら、患者搬送を削としています。

③村民の安心・安全を守ることは、行政の使命で、救急救命体制は、一歩ずつですが改善を図ってもいるところです。村としても、救急救命士の24時間配置は目標とするところですが、救急救命士の確保、仮眠室などの施設を備も必要となります。現在整備も必要となります。現在整備を進めている防災救急棟には、こ、防災救急棟の建設にあわせて検討を進めます。

### 森下嘉文議員

### 1. 防犯について

質 ①問題が発生した時、作業手順 書はあるのか。

②どう対応するのか。

(1)学校は、不審者の侵入を想定した対応マニュアルを策定

し、防犯カメラを5台設置し、日 ごろから通学路の安全点検や児童 生徒に対する安全教育を定期的に 行っています。一般の村民の皆さ まが犯罪被害に遭われた場合の対 応マニュアルは、村として策定は していませんが、問題が発生し、村 が察知した場合には、速やかに警 察に連絡し、その指示を受けて連 携、協力をすることになると考え ています。

②警察に伺ったところ、犯罪は 交通違反、詐欺、性犯罪など、その 種類は広範囲にわたり、それぞれ に応じた対処法や事後対策がある とのことでした。また、犯罪には、 現地を下見するなどの前兆がある 場合が多く、ふだん見かけない人 の不審な行動などを察知した場合 は、速やかに警察へ連絡し、パト ロールなどの対策を強化していた だくことが、犯罪の未然防止につ ながると考えます。また、地域の 安全を維持していくためには、日 ごろからご近所同士の声かけや助 け合いなど、良好な人間関係を築 くことが防犯の面においても重要 です。

防犯カメラ設置について、警察に確認をしたところ、防犯のためという明確な目的を持ってみずからの敷地に設置することは可能との回答でした。また、電柱や街路灯に設置する場合は、明確な目的は当然必要で道路した。防犯力が設置になるとの回答でした。防犯力が設置になるとの回答では、一部ることが設置する場合はと、妥当な場所か、然るべき手続が必要であることなどを考慮して、慎重に検討を進めます。

### 2. 農業振興について

①振興計画はあるのか。

②すだち祭り開催を検討したらどうか。

③営農相談室を設置するのか。

①現在、振興計画という名称 の農業に関する計画はありません。振興計画以外の計画として、 農業経営基盤の促進に関する基本的な構想があります。また、農業に特化したものではありませんが、現在策定中の総合計画で農業振興の基本的な部分に触れていくものと思っています。このようなことから、農業振興に関するさまざまな施策などは、農業経営基盤促進に関する基本的な構想に基づいて取り組んでいます。

今後、今の農家はどのようにすれば下降線をとめることができるのかなども含め、基本計画の作成を検討します。

②毎年開催している8月13日 の納涼夏まつり、2月上旬のふれ あいまつりは、今では村内外に広 く認知され、多くの来訪者でにぎ わう村の2大イベントとなってい ます。夏と冬に伝統のある大きな イベントが開催され、新たにすだ ち祭りを開催するとなると、開催 時期、イベント内容のほか関係す る農家の皆さまや関係する団体の ご協力が得られるのかといったこ とも含め検討する必要があります。 具体的にどのような方法があるの か、どのような方法をとれば開催 することができるのかについて検 討します。

③農家の高齢化、後継者不在といった大きな課題を抱える本村の農業ですが、将来のことを考えると、農業の技術や知識を指導することができる指導員の存在が必要です。以前、、営農指導員を村で打診をしたが、実現することは大変をしたが、実現することは状況ですので、村単独での営農相談室の設置ということは、今のところいます。

今後も営農指導員の人材探しは 継続したいと思っていますので、 心当たりなどありましたらご協力 をお願いします。

### 髙岡 邦芳 議員

### 1. 役場職員について

①職員数及び人件費の推移について

②村内に居住している職員の割 合について

③今後の職員の配置計画及び方 針について

①職員数の推移は、平成31年4月1日付の職員数は54人(特別職を除く。)で、平成11年4月1日付(20年前)の職員数は62人です。この20年間で最も職員数が多かったのは、平成13年度から平成15年度までの63人で、最も少なかったのは、平成22年度の45人です。

人件費の推移は、普通会計の決算統計の数字があります。ただし、この数字には特別会計に計上する職員の人件費は含まれませんが、議員、各種委員、特別職の人件費を含む数字です。決算額が確定している平成29年度決算額で、人件費の総額は4億3,516万3千円で、平成9年度(20年前)決算額は4億8,073万9千円でした。この20年間で最も人件費の総額が多かったのは、平成14年度の5億7,799万8千円で、最も少なかったのは、平成24年度の3億8,788万7千円です。

②平成31年4月1日付の職員数54人のうち、村内に居住している職員は19人、35%です。

なお、ご心配いただいています 大規模災害等の対応など、現状の 職員で最善の対策がとれるよう、 日ごろから体制整備に努めます。

③職員数は、その時代の施策や情勢が大きく影響し、住民ニーズの多様化とともに、各種制度施策や諸課題も複雑多様化し、人口の少ない小規模自治体といえども、ほかの団体と同様のサービスや対応が求められます。

今後も、行政需要を総合的に判断し、財政状況も十分見きわめながら、必要最小限の職員配置に努めていきます。

### 石本 哲也 議員

### 1. 女性消防団について

**(1)** ①人数・装備はどうか。

②女性に消防団活動をしても らう意義をどう捉えているか。

③将来的にどういった位置付け を想定しているか。

①本村の女性消防隊は、平成29年8月1日に発足し、発足当初の隊員数は8人でしたが、現在は5人です。装備は、活動服、Tシャツ、礼服の支給と火災予防啓発用の機材を購入しています。

②火災予防運動期間に広報車による啓発活動や、学校、保育所の 児童生徒対象の火災予防教室開催 などを行っていただいています。 女性の持つ能力を生かし、村民へ の防火・防災指導や啓発活動を行い、身につけた初期消火技術や応 急救護を多くの人に指導すること で、火災や災害を未然に防ぎ、災 害に強いむらづくりに資すること が、女性消防隊の活動意義と考え ています。

③女性消防隊員数 10 人の確保を目標とし、当面は研修、訓練などの実績を積み重ね将来的には災害現場などで、消防団員が不足する場合、消防団活動を補助していただけるような活躍を期待しています。なお、装備については、隊員数や隊としての技能などを総合的に判断し、隊員の意見も伺いながら、必要なものについては順次

整備を進めます。

### 2. 地方創生と移住定住について

質 移住定住施策が滞っている と思われる。

①現状はどうか。

②滞っている問題点をどう考えるか。

③打開策・今年度の計画はどうなっているのか。

①平成26年度から空き家の 再生という方法で移住施策を 進め、平成26年度は1組、平成 27年度が6組、平成28年度が8 組、平成29年度が1組、平成30 年度が4組の実績です。なお、平 成27年度の8組のうち、新築・ 改築補助金制度利用が2件、平成 30年度は、4組のうち新築・改築 補助金制度利用が2件です。空き 家の再生による移住事業は、ここ に至って改修費用が多額にかかる とか、山間部であり立地条件が相 談者にとって希望に沿わないとか、 難しい状況になっています。こう した状況の中、今年度、分譲地の 建設を進めています。馬越地区に 12 戸程度の住宅地の分譲を進め ます。

②移住希望者のニーズに応えきれていないことです。移住を考えている人、賃貸希望の人はいますが、空き家再生を主に移住施策を進めて以来、数年が経ち、条件的に悪くはなってきています。住むためにかなりの改修費用がかかり、山間地で通勤・通学に不便である

という声を必ず聞きます。また、 気に入った住宅でも、所有者との 条件が合わないケースもあります。 移住希望者のニーズなどさまざま なケースを参考にし、改善策を検 討する必要があります。

③移住地としては、徳島からの 距離、また道路交通の便について も、さほど不便ではないと思って います。地域おこし協力隊は定住 しさまざまな村づくりの活動にも 参加し、本村での起業に向け頑 張っています。村としても支援を しているところです。

地方創生事業は、まち・ひと・ しごと創生と言われています。総 合的な視野で見ると、村の事業は 人口増につながると考えています。 新家の建設、食業工房さなごうち の建設も起業、雇用を生み出す施 設、そして村の環境と相まって村 の魅力を発信し、移住・定住につ ながるような事業を行います。

### 3. 村政について

# (1) 10 月に村長選があるが 2 期目に出馬されるのか。

①村民の皆さまのご支持をいただけるのであれば、引き続きさまざまな諸問題の解決、明るい希望に満ちた明日の佐那河内村の創造、そして先人が築き上げてきた1000年続く佐那河内の維持・発展に全身全霊で取り組ませていただきたい。

# 議会行事出席報告

〈 〉場所・( )出席者

令和元年6月

6月3日 全員協議会〈農振センター〉(全議員)

6日 第2回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈役場3階議場・農振センター〉(全議員)

11日 小松島市外三町村衛生組合、名東郡自治協会視察研修〈衛生組合·名東会館〉(全議員)

13日 第2回佐那河内村議会定例会 一般質問〈役場3階議場〉(全議員)

14日 第2回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈役場3階議場〉(全議員)

21日 学校等訪問〈保育所・小中学校〉(全議員)

24日 例月出納検査〈議会事務局〉(服部·新居監査委員)

26日 徳島県町村議会議長会臨時会〈自治会館〉(加藤議長)

# 和**D**ff通



# 徳島県学童軟式野球連盟 花みずき杯小松島大会 上八万・佐那河内連合チーム 第3位

佐那河内少年野球クラブは、上八万と合同チームで出場しました。 強豪34チームの中、5月3日から3日間にわたる熱戦で準決勝まで 進出し3位となりました。

### 試合結果

- 1回戦 9 vs 2 北島中央スポーツ少年団
- 2 回戦 6 vs 5 藍住東タイガーズ
- 3 回戦 3 vs 2 坂野ベアーズ
- 4回戦6 vs 3 鳴門マリーンズ

準決勝3vs 8 佐古愛日クラブに惜しくも勝利を逃し3位となりました。

佐那河内少年野球クラブでは、部員を大募集しています。男女問わず 気軽に見学に来てくださいね!

毎週月曜日 17:00 ~ 中央運動公園グラウンドにて練習しています!!



● 第2回 日本拳法四国総合選手権大会 ※

# 5/5(目)

# 2019日本拳法総合選手権大会出場者決定!

5月5日に行われた四国総合選手権、および6月2日に行われた 徳島大会にて優秀な成績を収めた選手が9月22日に行われる 2019日本拳法総合選手権大会(全国大会)に出場が決定しました。

### 日本拳法総合選手権大会出場者

中一詩音 小学1年女子の部

中一子龍 小学2年男子の部

岡田麻衣 高校女子の部

### 四国総合選手権大会結果

中一子龍 小学2年男子の部 優勝

岡田麻衣 高校女子の部 優勝

### 徳島大会結果

柏木宏介 幼年の部 3位

中一詩音 小学1年女子の部 優勝

元木八雲 中学2年男子の部 準優勝 (敬称略)

出場する3人をぜひ応援ください。





# 佐那河内村消防団 表彰旗受章

徳島県消防協会総会において、公益財団法人日本消防協会より、表彰旗が佐那河内村消防団に授与されました。佐那河内村消防団が厳粛な規律を保持し、熟達した技能を持つ消防団であると認められたため、この度受章の運びとなりました。



# 第21回JAバンク徳島年金友の会グランド・ ゴルフ大会で長尾信一さん個人の部優勝!

吉野川北岸グランドにて第21回JAバンク徳島年金 友の会グランド・ゴルフ大会が開催し、太陽の日差し にも負けない熱戦が繰り広げられました。

県内から 142 チーム 約850 人もの参加者が集まっ た中、長尾信一さんが個人の部で優勝を果たし、佐那 河内 A が団体の部で 5 位と好成績を収められました。



# **5/3□** 様々なスポーツを体験することでスポーツに 親しむ子ども増へ!

5月30日(木)に小中学校グラウンド・体育館にてスポー ツ少年団主催のスポーツフェスティバルが開催されました。 この催しは、子どもたちが様々なスポーツを体験するこ とにより、スポーツに親しむ子どもが増えることを願って 行われました。

当日は44人の子どもたちがバレー、野球、陸上、サッカー などの体験に参加し、笑顔でのびのびと楽しんでいました。 また、準備や本番、片付けなどでお世話をしていただい た皆さま、ありがとうございました。



# 第69回 社会を明る<する運動

メッセージ伝達式

6月6日「社会を明るくする運動」の内閣総理大臣メッセー ジ伝達式が行われました。

吉永節夫徳島地区保護司会会長が、村長を訪問しメッセー ジを読み上げ伝達を行いました。

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯 した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場に おいて力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社 会を築こうとする全国的な取り組みです。



# 術の節題

# 6/13 (木)

# ーLOVE さなごうちー 初心者のためのやさいの学校 キチンキトサンと竹パウダーで米ぬかぼかし作り

ハートランド澤田さんのご指導のもと農協嵯峨出張所で講習を 行い 27 人が参加しました。

ぼかしで栽培したトマトがおいしいとのことで「やっぱり土づくりが大事!」「凄くためになった」などの感想がきかれました。

次回は7月18日(木)14:00~ 農協嵯峨出張所講師は 内藤 昭文さん どなたでも参加できます。





# 大川原高原あじさい園草刈り作業

あじさいの見ごろを前に、恒例の公民館主催草刈り作業を行いました。 当日は、公民館役員をはじめ、約 100 人の皆さんにご協力いただき ました。

アジサイを守る会や四電エンジニアリング(株)からもご参加いただき、ヒルトップハウス周辺を中心に草刈りやゴミ拾いを行いました。 あじさい園は村の誇れる観光地のひとつとして、例年たくさんのボランティアの協力をいただきながら整備されています。

ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。





8月

# 農振センター 2階和室

健康体操教室 20:00~21:00

### 村民体育館

<sup>⊉ 塚</sup> 19:30~21:00

※バドミントン 20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、 事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の 手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

### お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局(教育委員会内) ☎679-2817 IP5006

В	月	火	水	木	金	±
				1	2	3
					バドミントン	
4	5	6	7	8	9	10
	健康体操教室		卓球		バドミントン	
11	12	13	14	15	16	17
					バドミントン	
18	19	20	21	22	23	24
	健康体操教室		卓球		バドミントン	
25	26	27	28	29	30	31
					バドミントン	

# 職員員人事事異動

(令和元年7月1日付)

### (異動)

(所属名) (職 名) (氏 名) (旧)

教育委員会 事務主任 森 拓 也 産業環境課 事務主任

住民税務課 主事 滞納整理機構派遣

産業環境課 主事補 **湯 村 剛 弘** 住民税務課 主事補

住民税務課 主事補 滞納整理機構派遣 多 田 真 人 教育委員会 主事補

# 「役場新庁舎基本設計の住民報告会」のご案内

役場新庁舎の基本設計がまとまりましたので、次のとおり、住民の皆さまへの報告会を開催します。 多数ご参加くださいますようご案内します。

● 日 時 令和元年7月29日(月) 午後7時30分から

● 場 所 農業総合振興センター 1階会議室

# 国保脳ドックについて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と 予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の方へ下記の内容 で助成を行っています。

対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で 40 歳~ 74 歳までの人 (ただし、2年に1回の助成となります。平成30年度に助成された人は対象となりません。)	
期間	令和元年7月1日〜令和元年12月中旬ごろまで	
受診場所	協立病院・田岡病院	
負 担 金	3,000円	
定員	全体で30人	

※受診を希望される人は健康福祉課国保係までお申込みください。**脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます**。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分 1,000 円がプラスされます。

# いつ避難すれば良いか

梅雨や集中豪雨、台風の襲来で土砂災害や洪水のリスクが高まる出水期に向かいます。

昨年の西日本豪雨では、防災情報が住民の避難行動に結びつかず、多くの犠牲者がでました。この教訓から、国は「大雨・洪水警戒レベル」を導入し、住民に災害リスクを分かりやすく伝え、避難の決断を促す取り組みをスタートさせました。

身の危険を感じたときは、十分注意しながら早めに避難所に避難してください。

また、避難所などへの移動が困難な場合は、無理に避難せず、近くの頑丈な建物の2階以上に避難 するなど、より安全な場所に移動してください。

### 大雨・洪水防災情報の5段階区分

警戒 レベル	行政が住民に 行動を促す情報	住民が自ら避難の判断を下す際に 参考になる情報	住民がとるべき行動
5	災害発生情報	氾濫発生情報 大雨特別警報(※)	すでに災害が発生。命 を守る最善の行動を
4	避難指示避難勧告	氾濫危険情報、大雨警報(土砂災 害)や洪水警報の危険度分布(非 常に危険)、土砂災害警戒情報	災害が発生する恐れが 極めて高く、緊急避難 する
3	避難準備・高齢者等 避難開始	氾濫警戒情報、大雨警報(土砂災害)や洪水警報、大雨警報(土砂災害)や洪水警報の危険度分布(警戒)	高齢者らは避難。それ 以外の人も準備を進め、 自主避難を
2	大雨注意報 洪水注意報	氾濫注意報情報、大雨警報 (土砂災 害) や洪水警報の危険度分布 (注 意)	避難の準備を進め、避 難先やルートの確認を
1	警報級の大雨が降る 恐れがあるとの予報		災害への心構えを

<sup>※</sup>大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないが、すでに災害が 発生している可能性が高い情報として取り扱う。



# 農業委員会だより

### 農地所有者のみなさまへ

# 農地パトロール(農地利用状況調査)。荒廃農地調査を実施します

佐那河内村農業委員会では、優良農地を守るため、8月に村内の農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。この調査は、農地法第30条に基づくものです。また、荒廃農地調査も同時に実施しています。 農業委員が村内の農地を巡回して、農地を有効に利用しているか調査し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止に取り組んでいます。違反転用や遊休農地が確認された場合、管理指導などを行います。

農業委員などが農地に立ち入って調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

# 農地の適正な管理をお願いいたします

遊休農地・荒廃農地は火事や病害虫の発生、鳥獣害、不法投棄などの原因になり、近隣への悪影響をおよぼしかねません。

また、農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

除草、病害虫駆除などの農地の適正な管理をお願いいたします。

### 令和元年度 農業委員会視察研修 報告

### 農業委員会会長 星山 隆啓

今回、農業委員会の視察研修で訪れたのは、和歌山県南紀の中央部に位置する古座川町です。この地の二つの施設「古座川ゆず平井の里」「古座川ジビエ光の工房」を視察訪問しました。

まず、ゆずの生産、加工、販売を一挙に手がけ、農業法人として立ち上げた後、約十年で1億3千万円の売り上げを実現させている「ゆず平井の里」。古座川に沿って、耕作放棄地や空き家がめだつ国道(酷道)を一時間半ほど上っていくと、うっそうとした森林地帯から急に視界が開け、平井の集落が現れます。平家の落人によって開かれたと伝えられる、人里から遠く隔離されたような集落でした。何も行動を起こさなければ確実に消滅してしまいそうな地域だと思われました。

この地で法人を立ち上げ、加工場、営業部、料理部合わせて 41 人(常時職員6人)を雇用し、組合員62 人、他にも近隣のゆず生産者の販売先となることで地元農家の収入増に大きく寄与していました。現雇用の安定に伴い、若者の定住にも成功していました。この「ゆず平井の里」は、豊かなむらづくりを実させた功績を評価され、平成19 年に内閣総理大臣賞を受賞しています。

次に訪問したのは、町の中央部にある「ジビエ光の工房」です。

ここは町職員を中心として獣害対策を行っている施設であり、対策の一環としては、防除(電気柵等施設の設置指導)、追い払い(住民への指導)、捕獲(猟師さんとの連携体制)、利活用(ジビエ商品の販売)などが挙げられます。 特に注目すべきは利活用でした。品質の徹底管理に努め、古座川ジビエとして全国に販路の拡大を見ています。この為にイベントへの出店や高級レストランへの提供など、さまざまな方面に売り込みを試み、知名度を上げる活動をおこなってきていて、他にも、シカ皮の加工やドッグフードへの活用など新商品の開発にも取り組んでいました。 また、人里での設置は敬遠されがちな「処理施設」に対して、住民の反対がなく日帰り温泉館の隣で運営されて

いるという状況には驚かされました。

訪れた両施設とも過疎という町の危機感から設立されたと思うのですが、指導者の強いリーダーシップと、住民の協力が伺えました。古座川中流には「一枚岩」という国指定天然記念物の景勝地がある。この名のとおり、住民・生産者・運営者そして行政がまさに一枚岩となって協働している古座川町でありました。













60才未満

# 国民年金

農業に従事



# 加入のメリット

- ●保険料の全額を社会保険料控除できるなど、税制面で大きな優遇措置があります。
- ●終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。〈積立方式〉



# 年金資金の運用実績



年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
修正総合 利回り (%)	<b>-4.65</b>	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	<b>-4.73</b>	<b>-</b> 9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.70



### 平均運用利回り 年率で+2.80%









・掛金月額2万円~6万7千円まで選べます。・1か月からでも加入できます。



◆◆◆政策支援加入の場合◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫福	直補助額	
区刀	必要な安計	35歳未満	35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)	
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)	
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に 参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)	
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす 者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)	
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の 者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	-	

お問い合わせの産業環境課内農業委員会事務局

### 〈政策支援加入要件〉

- •20年の納付。
- •農業所得900万円以下。
- 左記の区分1~5のいずれ かに該当する人。
- \*保険料の国庫補助を受ける期間 の保険料は2万円で固定され、 加入者が負担する保険料は2万 円から国庫補助額を差し引いた 金額となります。
- ※後継者:経営主の直系卑属である 必要があります。

# お知らせ



### 農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農地を農地以外(具体例:宅地、駐車場、資材置場、 植林など) に利用する場合には、農業委員会への 転用の申請をする前に、農用地区域から除外する 手続きが必要です。該当の人は、産業環境課まで 申請をお願いします。

### ※申請受付期間 令和元年7月31日 必まで

※申請用紙産業環境課もしくは村ホーム ページにあります。

なお、申請にあたりつぎの点にご留意をお願い します。

- ●申請地が農用地区域内農地かどうかは産業環境 課で確認できます。
- ●農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員 会の審議を経て、県の同意・許可を受けること になりますので、一定の期間(約半年)がかか ります。農地以外に転用をお考えの人は、早め にご相談ください。
- ●申請の内容や周囲の状況などから判断して、除 外できない場合があります。 詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

### 農地の無断転用はやめましょう

- ○農地法の許可を受けずに転用したり (無断転用)、 申請した内容と違うものを作ったりすること(許 可条件違反)は、違法行為です。
- ○農地法違反で刑事告発されると、最高3年以下の 懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円 以下の罰金) に処せられることがあります。また、
- 国や県から工事の中止や原状回復(元の農地の 状態に戻す) などの命令がなされる場合があり
- ○違反転用事業者はもちろん、土地の所有者も違 反転用者として処分の対象となりますのでご注 意ください。

# すだち収穫作業のマッチング事業を行います

今年も8月から佐那河内村の基幹作物である「すだち」の収穫が始まります。

しかしながら、ここ数年、農家の高齢化などにより、なかなか収穫ができない農家が増えてきました。そこで、 求人者(受入れ農家)と求職者(労働者)を募集し、求人者と求職者を結びつけるマッチング事業を行います。 この機会に、ぜひお申し込みください。

### 求人者 (受入れ農家)

- ■具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容など の勤務条件を明確にしてください。
- ●求人者(受入れ農家)の申込み内容を求職者に 公開し、求職者が求人者(受入れ農家)を選ぶ ことになります。
- ●選ばれた農家は面接を行い、条件が合えば雇っ ていただくことになります。

### 求職者 (労働者)

作業内容 すだちの収穫 作業場所 佐那河内村内

勤務条件 期間は8月から9月末頃までを想定し

ています。

具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤 務内容などの勤務条件は、受入れ農家

さんにより異なります。

募集期間 9月20日まで募集しますが、お早めにお申し込みください。

求人者・求職者とも所定の用紙でお申し込みください。用紙は佐那河内村ホームページもしくは 申込方法 産業環境課に用意してあります。不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※注意事項 この事業によるマッチングは、求人者・求職者の応募状況などにより、すべてのご希望にそえない場合があります。

お問い合わせ・お申込み産業環境課内 佐那河内村無料職業紹介所

### 令和元年度 佐那河内果樹アグリスクール開校

令和元年6月25日(火)『令和元年度佐那河内果樹アグリスクール』を開校しました。

第1回の講義では、午前の部は徳島県立農林水産総合技術センター病害虫防除所 中西 友章さんをお迎えし、「防除について」の講義、午後の部は、JA全農とくしま営農対策部 森 聡さんをお迎えし、「土づくりについて」の講義を行いました。

今年度は、村内外から15人の参加があり、6月から翌年3月まで計11回の講義を予定しています。

### 令和元年度 佐那河内果樹 アグリスクール開校式







【午後の部】 「土づくりについて」(座学)





# 野焼きは法律で禁止されています

野外等で廃棄物を燃やす、いわゆる野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の2において禁止されています。違反すると、5年以下の懲役、若しくは 1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

なぜ禁止されるのか?

→ 野焼きを行うと、300°C程度の低い温度での焼却となることから、燃やすものによっては 毒性の非常に強いダイオキシンの発生原因となります。

住宅地付近で野焼きを行うことで広範囲に生活環境に影響を及ぼ すことから、法律で禁止されています。

(ダイオキシンは、800℃以上の高温では発生しないとされていますが、野焼きで行う300℃~500℃の燃焼により発生します。)

# ブロック塀安全対策支援事業創設

南海トラフ巨大地震等によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するとともに、安全・安心を確保することを目的とし、避難路沿道等に面した危険性の高いブロック 塀等の撤去や新設を実施する村民に対し、その経費の一部を助成するものです。

対象となるブロック塀等とは?

補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

避難路沿道等とは?

避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

### (助成額)

ブロック塀撤去に対する助成額

補助基準額 上限 100,000 円 うち助成額 66,000 円

ブロック塀撤去・新設に対する助成額

補助基準額 上限 500,000 円 うち助成額 333,000 円

次のチェックリストで1つでも不適合がある場合は対策が必要なブロック塀です。

### 点検表

	느	点検内容	点検	項目			
点検項目 		無(秩/)(合		不適合			
1	高さ	1.2m を超えている	いいえ	はい			
2	壁の高さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある	はい	いいえ			
3	控壁	4m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出している,又は壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある	はい	いいえ			
4	基礎	根入れ深さが 20cm 以上ある	はい	いいえ (不明)			
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている,又は 1mm 以上のひび割れがある	いいえ	はい			
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい			
	判定						
	6項	目のうち、1つでも不適合がある場合、安全対策が必要	いいえ	はい			

この助成事業は、令和2年度末までの国庫補助事業です。 お問い合わせ、書類の提出先 建設課 住宅の耐震化担当まで

# THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH

解雇や賃金未払い、パワハラ、配転拒否などの 労使間トラブルについて、徳島県労働委員会委員が 解決のためのアドバイスをします。

② と き 令和元年 8月3日(土) 午後1時から午後4時30分まで (受付は午後0時45分から午後4時まで)

**② と こ ろ シビックセンター 4 階** (アミコビル内)

◎ 申 込 み 事前予約優先です。(8月2日) 午後3時まで)

電 話 088-621-3234 ファクシミリ 088-621-2889

**②相談料 無料** 

◎ 問い合わせ 徳島県労働委員会事務局

電 話 088-621-3234 ファクシミリ 088-621-2889



第25回 参議院議員 通常選挙

# 投票員7月21月(月)

投票時間は午前7時から午後8時までです。

- ※選挙区選挙は、投票用紙に候補者氏名を記載してください。
- ※比例代表選挙は、候補者氏名または政党などの名称を記載してください。

### 移動支援事業もご利用いただけます

ご希望の人は、村選挙管理委員会までご連絡ください。自宅より投票所までの移動手段が無い人を対象に、 タクシーによる移動支援事業を実施します。

●対 象 者

第25回参議院議員通常選挙選挙人名簿に載っている人で、投票所まで行くことが困難な人を対象とします。

●実施期間

期日前投票を含め令和元年7月5日から令和元年7月21日までとします。

●負担費用

移動支援事業に係る費用は村選挙管理委員会が負担します。自己負担はありません。

●申込方法

移動支援を希望の人は村選挙管理委員会(住民税務課)までご相談ください。

●お問い合わせ 住民税務課●



### 障害年金を受けている人へ

### 令和元年度から障害状態確認届(診断書)などの手続きが変更されます。

- ① 今後は所得状況届を提出いただく必要がありません。(20歳前の傷病により障害年金を受けている人へ)
  - 日本年金機構が市区町村から所得情報の提供を受けることとなるため、これまで提出いただいていた所得状況届(ハガキ)は提出いただく必要がありません。
  - ※ 日本年金機構が前年分の所得情報の提供を受けられないときは、これまでどおり所得状況届の提出が必要となりますので、届出に関する必要な案内を送付します。
- ② 障害状態確認届(診断書)の提出期限を誕生月の月末に変更します。(20歳前の傷病により障害年金を受けている人へ)
  - これまで障害状態確認届(診断書)は7月末までに提出いただいていました。<u>今後は誕生月の末まで</u>に提出していただくようお願いします。
  - 次回診断書提出予定年月については前回認定時にご案内していますが、下の表のとおり変更となりました。
  - この取扱いは提出期限が令和元年8月以降となる人が対象です。

### 「変更後の次回診断書ご提出予定年月)

お客様に既にご案内している 次回診断書提出予定年月	変更後の 次回診断書提出予定年月
平成 31 年 7 月	令和元年 7 月以降の最初の誕生月
平成 32 年 7 月	令和2年7月以降の最初の誕生月
平成 33 年 7 月	令和3年7月以降の最初の誕生月
平成 34 年 7 月	令和4年7月以降の最初の誕生月
平成 35 年 7 月	令和5年7月以降の最初の誕生月
平成 36 年 7 月	令和6年7月以降の最初の誕生月

### ③ 障害状態確認届(診断書)の作成期間が拡大されます。

- 障害状態確認届 (診断書) の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。
- これまで誕生月の前月末頃\*に送付していた障害状態確認届(診断書)の用紙は、<u>今後誕生月の3</u>か月前の月末に日本年金機構より送付します。
- 仮に障害の状態が悪化している場合でも、年金額の改定は提出期限(誕生日の属する月の末日)の 翌月からとなります。

例:8月生まれの人

※20歳前の傷病により障害年金を受けている人については、6月末頃に送付していました。

# 【改正前】 7月末送付 8月末提出期限 (6月末送付 7月末提出期限)※ 障害の状態の現症日 1か月以内



### ④ 障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が拡大されます。

- これまで障害給付額改定請求書には、提出する日前1か月以内の障害状態を記入した診断書を添えることとされていました。
- 変更後は提出する日前3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えてください。
- この取扱いは令和元年8月以降の請求分が対象です。

# ▶▶▶ 後期高齢者医療制度からのお知らせ <<<

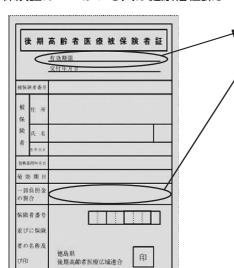
# 8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「令和元(平成31)年7月31日」となっている 濃いクリーム色(黄色)の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に健康福祉課から、<u>有効期限 令和2年7月31日</u>と記載された新しい被保険者証【みどり色】をお届けします。

**8月1日以降は古い被保険者証は使えません**ので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

保険証カバーがいる人は健康福祉課までお越しください。



※ご確認ください!

### ▶ 【有効期限】

新しい被保険者証の有効期限 令和2年7月31日

### 【一部負担金の割合】

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの一部負担金の割合 (1割または3割)は、平成30年中の所得に基づき、改めて判定します。

### 1割負担となる人

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が 145 万円未満

3割負担となる人						
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合				
住民税課税所得	145 万円以上	145 万円以上の被保険者がいる				
//// A A = 1 65	383万円未満は1割(要申請)	520万円未満は1割(要申請)				
総収入の合計額	383万円以上は3割(※)	520万円以上は3割				

※70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その人との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割(要申請)

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「令和元(平成 31) 年7月 31日」となっています。

平成30年度の減額認定証をお持ちの人で平成31年度住民税非課税世帯の人には、7月末までに8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分II」の人で「過去 12 か月で 90 日を超える入院」をされた人は、健康福祉課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

### 後期高齢者医療限度額適用認定証(ねずみ色)をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」は、有効期限が「令和元(平成31)年7月31日」となっています。 平成30年度の限度額認定証をお持ちの人で、平成31年度も所得区分が3割負担の「区分 I・II」に該当する 人には、7月末までに、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けします。

更新申請書の提出は必要ありません。

### 臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限令和2年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。 これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。

臓器提供の意思表示は自分の意志で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。 臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記 入は任意であり、義務付けるものではありません。

臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」 に付いています。

記入する場合は、ボールペンなどの消えないペンを使用してください。

お問い合わせ先 健康福祉課/徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 電話 677-3666

### 住民税非課税者 子育て世帯主 を対象に

# さなごうちプレミアム付商品券を販売します

10月に予定されている消費税率引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える 影響緩和の一つとして「さなごうちプレミアム付商品券」を販売します。

### 【販売対象者】

### ◆低所得者向け

村内に住民票があり、平成31年度分の住民税が課税されていない人(2019年1月1日時点) ※住民税が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者は除く。

7月に村より申請書を郵送します。申請書記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送 または窓口にて申請してください。

### ●販売限度額

一人につき 25,000 円分の商品券を 20,000 円で販売。 商品券 5,000 円分 (販売額 4,000 円) を 1冊とし 1 人につき 5 冊まで購入できます

### ◆子育で世帯向け

村内に住民票があり、2016年4月2日から2019年9月30日の間に生まれた子が 属する世帯の世帯主。 9月以降に順次購入引換券を郵送します。(申請不要)

●販売限度額

対象となる子一人につき 25,000 円分の商品券を 20,000 円で販売。 商品券 5,000円分 (販売額 4,000円) を1冊とし1人につき5冊まで購入できます。



### 【購入方法】

9月中旬より順次、購入引換券を送付します。購入引換券と本人確認ができる書類を持参のうえ、 希望額をご記入ください。10月1日より商品券販売開始。

### 【購入日時】

10月1日(火) 8:30~17:30 農振センター

(※1日に購入ができない人は、健康福祉課でも窓口対応を行っております。)

### 【購入期間】

令和元年10月1日(火)~令和2年2月28日(金)

### 【使用期間】

令和元年 10 月 1 日 (火)~令和 2 年 3 月 31 日 (火)

# 商品券取扱店を募集中です!

商品券を使用できる店舗を募集しています。お店の人に、直接ご案内もさせて頂きます。 詳しくは、佐那河内村商工共栄会までご連絡ください。

> 佐那河内商工会共栄会会長 渡月(嵯峨峡) 藤本忠 **a** 088-679-3311 090-8698-5750

その他、詳細については決まり次第、対象となる人に郵送等でお伝えします。

お問い合わせ 健康福祉課

# プレミアム付商品券の "特殊情歎"や"個人情報の話取" にご注意くだむい。

消費税率の引上げに際し、購入対象の人には「プレミアム付商品券」が販売されることとなりました。 佐那河内村では、7月より購入希望申請の受付が開始され、10月より販売が開始予定です。 それに伴い、次のことにご注意ください!

# プレミアム付商品券に関して



- ●「プレミアム付商品券」を販売するために、市区町村や内閣府 などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ●市区町村や内閣府などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動 支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ●現時点で、市区町村や内閣府などが住民の皆さまの世帯構成 などの個人情報を照会することは絶対にありません。

### 怪しい電話に注意!!



市区町村や内閣府の職員などをかたった電話や郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

お問い合わせ 健康福祉課

# 令和元年度(2019年度)がん検診及び特定健診のお知らせ

令和元年度(2019年度)のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、 事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。 い。ぜひ、この機会に受診してください。

### ●がん検診日程及び場所(集団健診)

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
令和元年8月3日仕	公益財団法人	<b>9:30~11:00</b>
【申込みは終了しています。】	とくしま未来健康づくり機構	※婦人科検診は10:00~11:00
令和元年9月7日出	公益財団法人	<b>9:30~11:00</b>
【申込み期限:8月16日金】	とくしま未来健康づくり機構	※婦人科検診は10:00~11:00
令和元年 10月5日出	公益財団法人	<b>9:30~11:00</b>
【申込み期限:9月13日金】	とくしま未来健康づくり機構	※婦人科検診は10:00~11:00
令和元年 10 月 17 日休 【申込み期限:9 月 26 日休】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、 事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	<b>農振センター</b> 特定健診・大腸がん・前立腺がん 肝炎検査・頸部・腹部エコー検査 のみ実施	8:30~11:00
令和元年 11 月 2 日生	公益財団法人	<b>9:30~11:00</b>
【申込み期限:10 月 11 日金】	とくしま未来健康づくり機構	※婦人科検診は10:00~11:00
令和元年 12 月 6 日金 【申込み期限:11 月 15 日金】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、 事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	<b>農振センター</b> 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00 婦人科及び骨密度検査は 13:30~14:00 (**ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。)

※8月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査:負担金3,240円(10月からは3,300円)・腹部エコー検査:負担金5,400円(10月からは5,500円)】を追加できます。(8月から10月は先着15人限定です。11月は先着20人限定です。)ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10 月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着 20 人限定でオプション項目【頸部・腹部 エコー検査:負担金 8,800 円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

### ●がん検診内容及び負担金(集団健診)

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃 が ん 検 診 (バリウム検査)	40 歳以上の村民 ※令和元年度(2019年度)に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺 がん検診	40 歳以上の村民(65 歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀 痰 検 査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40 歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	<ul><li>① 令和元年度(2019年度)において満40歳となる村民 (S54年4月1日~S55年3月31日生まれの人)</li><li>② 平成14年度(2002年度)から平成30年度(2018年度) までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の 機会を逸した村民</li></ul>	300円
前立腺がん検診	50 歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40 歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子 宮 が ん 検 診	20 歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、平成30年度(2018年度)に 受診された人は、令和2年度(2020年度)に検診を受けてくださるようお 願いします。	400円
(婦人科検診) 乳 が ん 検 診	40 歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、平成30年度(2018年度)に 受診された人は、令和2年度(2020年度)に検診を受けてくださるようお 願いします。 ※12月6日飴は、午前中も受付します。	1,000円

- ※生活保護受給者は、負担金は無料です。
- ※12月6日金の村内で行う検診では、歯科健診及び口腔がん検診も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。
- ※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

### 【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)において、令和元年6月1日から令和2年2月29日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検 診 内 容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50 歳以上の村民  ※2年に1回の受診となります。平成30年度(2018年度)に胃内視鏡検診を受診された人は、令和2年度(2020年度)に検診を受けてくださるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

# 児童扶養手当を 受給している皆さま

### 現況届

児童扶養手当の受給資格者は、毎年8月1日から 8月31日までに現況届を添付書類や証書とともに、 提出する必要があります。

対象となる人には毎年7月下旬ごろにお知らせを 送付しますので、手続きをお願いします。この届出 によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、 手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。 また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅 れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を 受ける資格がなくなってしまいます。

なお、一部支給停止適用除外事中に該当する間は、 毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適 用除外事由届出書を証明書類とともに提出してくだ さい。

### 児童扶養手当とは

### 対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後 の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度 の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童)を 監護している母、児童を監護し、生計を同じくす る父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める障がいのある児
- (4) 父または母は生死不明な児童
- (5) 父または母が1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受 けた児童
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明であ る児童

なお、公的年金(例えば、老齢年金・障害年金・ 遺族年金など)を受けている人(受けることがで きるようになった人も含みます。) については、 年金の額に応じて、手当の額の一部が支給(額に 応じてすべて支給停止の場合もあります。) され ます。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせく

※上記の資格要件にあてはまる人は、健康福祉課まで申請 をしてください。

### 児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者 (同居している請求者の父母兄弟姉妹など) の前年の 所得(1月~6月の間に不備のない請求書を提出さ れる場合は前々年の所得)によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認 定されても手当は支給されません。詳しくは、健康 福祉課までお問い合わせください。

### 児童数

### 額

全部支給の人

一部支給の人

1人のとき 42,910円

42,900 円~10,120 円

2人のとき 10,140円加算 10,130円~5,070円加算

1人につき 3人以上

6.080 円加算

6,070 円~3,040 円加算

1人につき

# ひとり親を対象とした お仕事相談

ひとり親(児童扶養手当受給者) を対象として、ハローワークが仕事 の出張相談を行います。児童扶養手 当の現況届の提出の際に、ぜひお越 しください。

日時 8月16日(金)

10 時~11 時 30 分

場所 佐那河内村農振センター2階

小会議室

お問い合わせ ハローワーク徳島 電話 622-6332